

生徒心得

1 総則

- (1) 自主協調精神に基づいて行動し、相互の人格を尊重して、融和に充ちた学園をつくる。
- (2) 道徳を重んじ合理的な生活をする習慣を身につける。
- (3) 環境を整え勉学に励み勤労を愛し、絶えず真理を求めて自己の完成につとめる。

2 服装等

「いつでも就職・進学試験の面接を受けられる状態であること」

(1) 制服

① 冬服

(ア) 学校規定の制服を着用すること。

(制服の改造は厳禁)

(イ) 規定のボタンダウンシャツを着用すること。裾は下衣の中にきちんと入れ、ボタンダウンのボタンは止めること。

② 夏服

(ア) 上衣は規定のカッターシャツ、ブラウスを着用すること。

(イ) シャツの下に着るインナーの色は白・ベージュ・グレー・黒・紺とする。ワンポイントまで可。

○10月から4月の式典は正装で（ブレザー、シャツ、規定のベスト）を着用すること。

○衣替え期間は設けない。

(2) 防寒具

① コート等アウター

(ア) 色は、黒・紺・グレー・白・ベージュを基調とし、無地華美でないものとする。

(イ) 校舎内では着用しない。ただし朝は教室まで、帰りはHR終了後着用を許可する。

② ジャケットの下に、ベストか襟元が見えるセーターの着用を可とする。ただし学校指定のベスト以外では、色は白・黒・紺・グレー・ベージュの無地とする。

③ 教室内のみ膝掛け使用可

(3) 靴

① 登下校時

(ア) 黒色のローファーまたは白、黒を基調としたスニーカーとする。

② 学校内

(ア) 校舎内 規定のスリッパ

(イ) 体育館 体育館シューズ

(ウ) 運動場 グランドシューズ

(エ) 農場実習 実習靴

(4) 靴下

① 靴下の丈はくるぶしより上で、色は黒・紺・白・グレーとする。ワンポイントやラインは可。柄ものは不可。

③ ストッキング、タイツの色はベージュ・黒・紺とする。柄もの、メッシュは不可。

(5) 頭髪

① 前髪は目にかからないようにする。

② パーマ、カラー、ブリーチ等、髪の毛の加工を禁止する。

※必要な場合は結髪を求める。(実習、体育)等、ただし、結髪する道具は華美でないものとする。

(6) その他

① 化粧は禁止する（アイプチ、ビューラーの使用、色つきリップを含む）。

② 爪は短く切り、マニキュアやネイルチップ等を付けることは禁止する。

③指輪、ピアス、ネックレスその他の装身具は禁止する。

④眉は別紙規定とする。

(7) 鞆

①形はリュックサックとする。

②色やデザインは華美でなく教材（A4ファイル）・弁当・冬の体操服が入る大きさとする。

3 スマートフォン・携帯電話

(1)スマートフォンや携帯電話は、校内に入る前に電源を切り、鞆の中にしまっておくこと。なお、教室を離れる際には、鞆のファスナー等を確実に閉めておくこと。

(2)下校時に電源を入れる場合、昇降口をでた後にすること。

交通安全に関する規定

この規定の目的は、交通道德の高揚と交通違反及び交通事故の絶滅を期するものであり、これによって学校教育の目的達成の一助にするためである。

1 運転免許取得について

(1)運転免許の取得は許可制とする。

(2)許可の対象になる免許証は、次のとおり。

○原付自転車（全学年）

○普通自動車（3年生のみ）

(3)免許取得のための準備及び受験は、学業に支障がないときに行くものとする。なお、この規定が厳守されない場合は、保護者召喚のうえ違反行為を停止させ、規定にあった時期に取得させる。

○原付自転車免許

春季・夏季・冬季休業中、学期中の代休

○普通自動車免許

2 学期末考査以降（成績会議後）

※自動二輪の免許取得については禁止とする。

(4)運転免許取得後は、交通安全教室で実技講習を受講する。

2 運転について

(1)常に整備を行い、交通法規を守って、交通違反及び交通事故を起こさないように注意する。

(2)通学にバイクを使用するときは許可を受ける。

（バイク通学許可条件参照）

(3)他人の名義の原付自転車を運転してはならない。

(4)バイクの売買及び名義の変更は保護者が行うものとし、生徒自身で勝手にしない。

(5)四輪車の購入は、在学中禁止する。

バイク通学許可条件

1 排気量は50CC以下とする。

2 任意保険に加入する。

3 交通安全教室には必ず参加する。

4 ヘルメットはフルフェイスを着用する。

5 バイクの後部に荷台を取り付ける。

6 2人乗りをしない。

7 所定のバイク置場に置く。

8 他人とは貸借しない。

9 バイク置場から校舎側及び運動場に乗り入れない。

10 学校はバイクのいたずら、盗難については一切責任を負わない。

11 許可を受ける場合には、保護者が原則

として出校し、クラス担任に免許証提示の上、許可を求める。

12 許可区域は次のとおりとする。

横瀬 上高屋 鏡畑
喜多良 伊良原 帆柱
大坂 崎山 御手水
別所 矢山 河内 見立
※条件付許可

①上記以外の地域で通学距離が10km以上あり、公共交通の不便な地域か部活動等の理由で通学が、著しく困難な地域は、最寄り駅までを含め、許可することがある。

注] 最寄り駅までの場合
部活動の生徒・・・5km以上
その他の生徒・・・7km以上

3 自転車通学について

- (1) 自転車通学を希望する生徒は、許可書を届け出て、指定のステッカー、カップを購入し、カギを2つ用意すること。
- (2) 自転車損害賠償保険に加入すること。
- (3) 乗車時には、ヘルメットを着用すること。

アルバイト規則

1 年間を通してのアルバイト

- (1) クラス担任・保護者・生徒指導課の三者で協議の結果、許可する。
- (2) 就労時間は学業にさしつかえない範囲とし、最大で21時までとする。
- (3) 通勤の際は常にアルバイト許可証を携帯すること。
- (4) アルバイト中に頭髪・服装・化粧・装飾品等の校則違反をした者は、即時許可を取り消す。

(5) 無許可のアルバイトは保護者に連絡し、即時中止のうえで特別指導の対象とする。

(6) 通勤途中及びアルバイト中における事故については、学校は一切責任を負わない。

(7) アルバイト許可願の有効期限は卒業までとする。

(8) 職種を変更する場合は、年度途中であっても新たに許可願を提出し、許可を得ること。

(9) 学校の欠席・遅刻・早退の多い者については許可を取り消す。

(10) 考査中及び考査前1週間は、アルバイトを中止すること。

(11) 総合ビジネス科は、入学年度の2月に実施される全商主催の検定を受検後まで、アルバイト許可申請することができない。

(12) 居酒屋で登録されている店は、原則として許可しない。